

以下「法」という。) 第七条第一項及び第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社トーアイ工務店

(二) 代表者氏名 山口 順幹

(三) 主たる事務 日野市日野台二丁目二十一番地の二十

四

二 処分年月日 令和三年三月十八日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和三年三月十九日から同年九月十八日までの間(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、

東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

●東京都告示第七百五十七号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。) 第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

二 処分年月日 令和三年三月十八日

三 処分の内容

令和三年三月十九日から同年九月十八日までの間(六箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

(一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。

(二) 役務提供契約の申込みを受けること。

(三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第七百五十八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。) 第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号) 第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 免許の取消しをした年月日 令和三年四月二十八日

二 免許を取り消した者

氏名

七海 則夫

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第四五〇八六号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日 令和三年四月二十八日

二 免許を取り消した者

氏名

小山 淳一

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六八〇七九号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第七百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

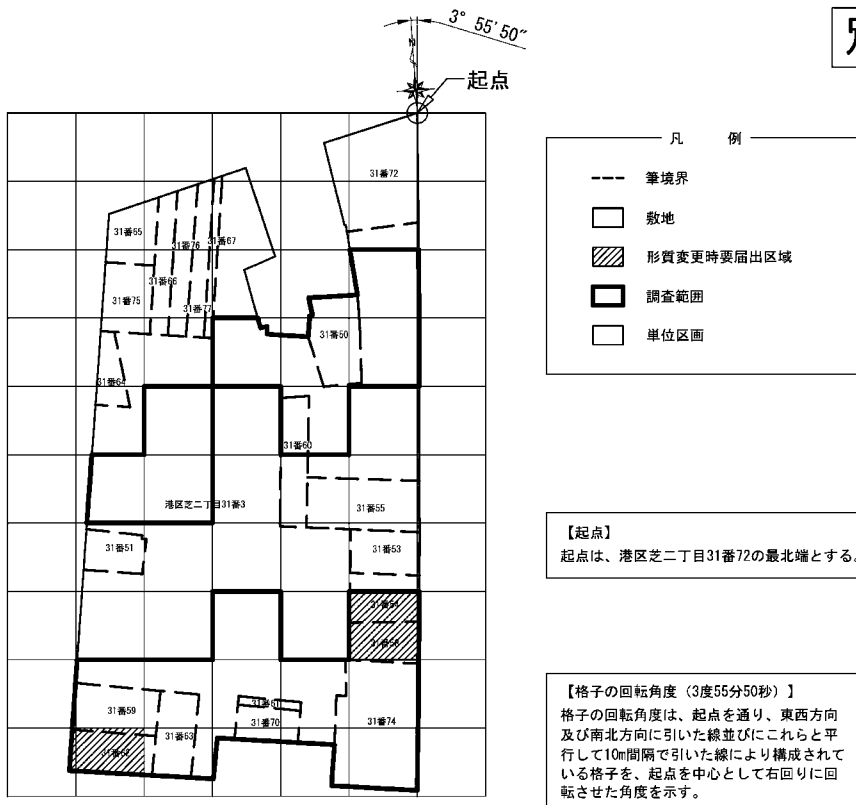
令和三年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百六十号

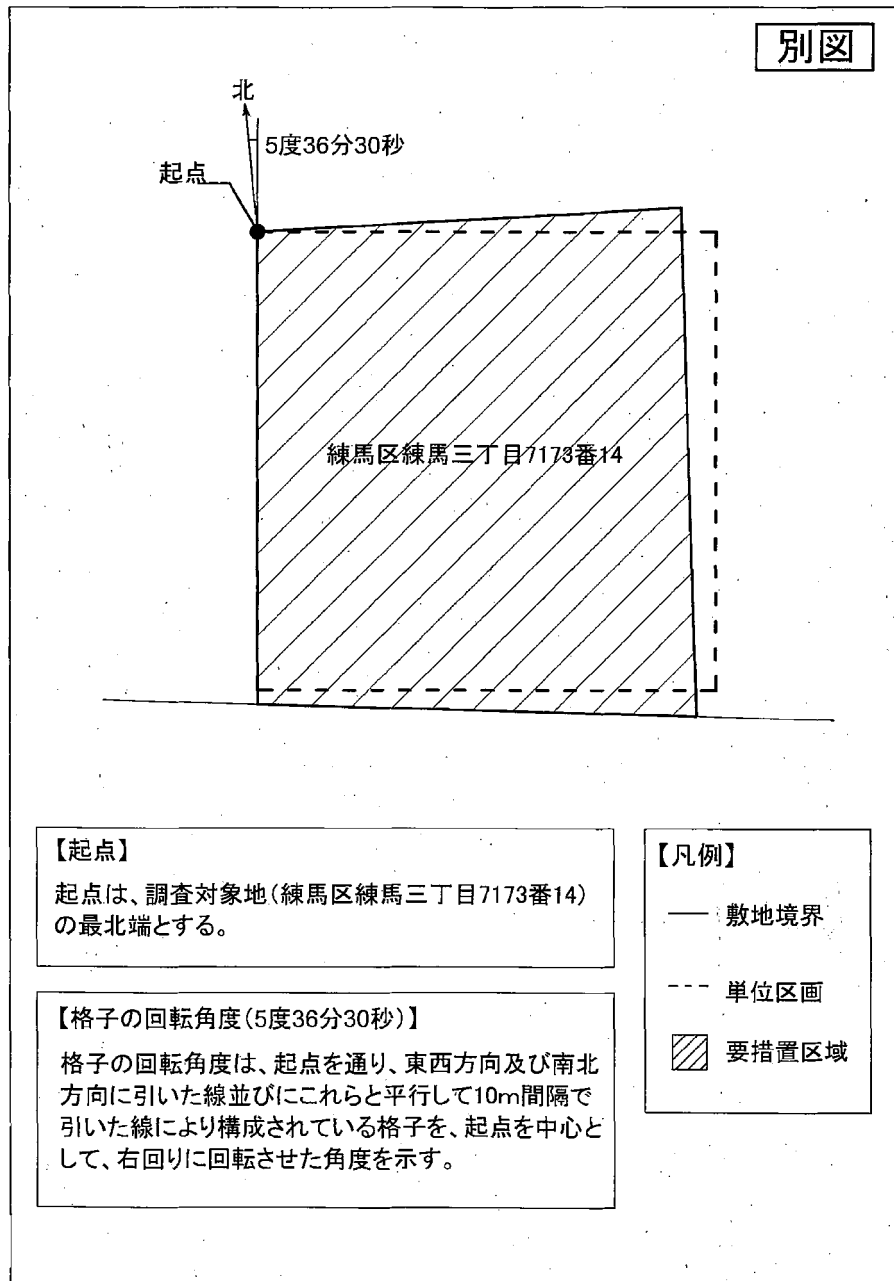
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（練馬区練馬三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・二・ジクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第七百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
浜松町こころのステーション・クリニック	世界貿易センタービル診療内科クリニック	港区浜松町2-3-1 日本生命浜松町クレアタワー4階	港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル1-4階	平成31年3月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団忠恵会大高病院	大高病院	足立区高根3-17-8	平成29年5月1日
新宿グリーンタワー内科クリニック	見島クリニック	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル2階	平成31年4月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
新橋アサイクリニック	港区新橋2-11-8 セントランス・2ビル3階	港区新橋4-4-3 新橋溝口ビル5階	平成31年3月1日
東京都立精神保健福祉センター	台東区下谷1-1-3	台東区東上野3-3-13 プラチナ第2ビル	平成31年3月4日

薬局（精神通院医療）

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
薬局マツモトキョシ m a t s u k i y o L A B府中駅南口くるる店	薬局マツモトキョシ 府中駅南口くるる店	府中市高町1-50 くるるビル1階	平成31年1月30日
ファーマシー薬局日黒中央	日黒中央薬局	日黒区1日黒5-32-6	平成31年4月1日
鳥山駅前薬局	日本調剤 鳥山駅前薬局	世田谷区南鳥山6-7-1 森田ビル1階	同 日
ひよこ薬局	ベスト薬局	杉並区高円寺南2-19-21	同 日
ファーマシー薬局かさい中央	ファーマシいかさい中央薬局	江戸川区東葛西6-27-11 アンダンテビル1階	同 日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
たから薬局江戸川橋店	新宿区白五軒町13-3 奥神楽坂リバージュ103号室	新宿区西五軒町13-3 関谷マンション103号室	平成31年2月1日
玉菊薬局	港区白金3-1-4	港区白金3-2-3	平成31年2月28日
田辺薬局天王洲駅店	品川区東品川2-2-20 天王洲オーシャンスクエア2階	品川区東品川2-2-20 天王洲郵船ビル2階	平成31年3月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団幸悠会 訪問看護ステーション ファインデイズ青梅	医療法人社団幸悠会 訪問看護ステーション ファインデイズ	青梅市長瀬5-1086多目的ホール1階	青梅市東青梅3-19-7ヴィレッジまるやま 103号室	平成31年2月1日
訪問看護ステーションみのり	訪問看護ステーションみのり	世田谷区上北沢5-21-22 テラスコート 上北沢106号室	杉並区荻窪1-6-2 リヴェールA1階	平成31年2月6日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
訪問看護ステーション かすみ草	昭島市中神野1131-65	昭島市昭和町2-2-15 タウンベルハイズ 401	平成31年2月16日
訪問看護ステーション ホームケア中野	中野区東中野1-54-7 田嶋ビル2階	中野区東中野1-32-3 ドエル東中野20 1号	平成31年2月21日

●東京都告示第七百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があつたので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

（1）廃止

名称	所在地	廃止年月日
開外科医院	国立市東3-11-7	平成31年3月31日
医療法人社団雄仁会 メディカルケア赤坂	港区赤坂3-13-6 国際大野ビル4階-A室	平成31年4月30日

（2）休止

名称	所在地	休止年月日
大塚駅前診療所	豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5階	平成31年1月1日

薬局（精神通院医療）

（1）辞退

名称	所在地	辞退年月日
セントラルビル薬局	江戸川区船場2-22-14 NSセントラルビル1階	平成30年12月31日
ファーマみらい甲州街道駅前薬局	日野市日野1027-1 ミヤビル1階	平成31年3月12日

（2）廃止

名称	所在地	廃止年月日
ノムラ薬局 高幡店	日野市高幡1005-8 ディグニータ102号	平成31年2月16日
うさぎ薬局 押上店	墨田区業平3-10-9 業平北澤ビル	平成31年2月28日
フロール薬局	杉並区天沼3-11-1 プラウドフラット荻窪1店舗B	同日
かもめ薬局 祖師谷健康館	世田谷区祖師谷1-11-6 高橋ビル1階	平成31年3月8日
薬網薬局 新代田	世田谷区羽根木1-2-8	平成31年3月9日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

（1）廃止

名称	所在地	廃止年月日
華のつばさ 訪問看護リハビリステーション	東久留米市学園町2-18-2 沢村屋ビル1階	平成31年2月28日

●東京都告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 上館日野

二 変更の区間 日野市南平二丁目六十七番一地从先から同市南平三丁目十六番十二地先まで

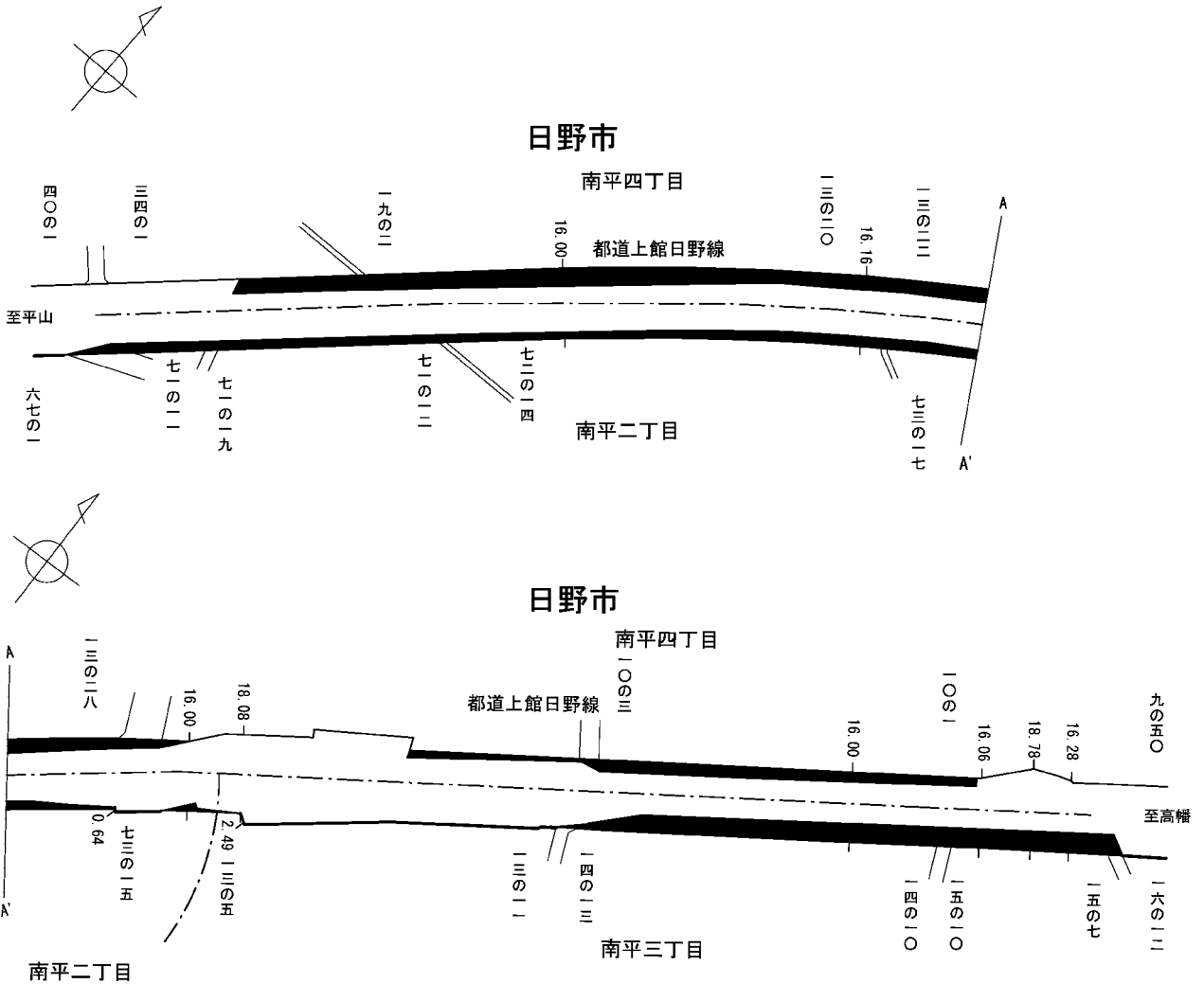
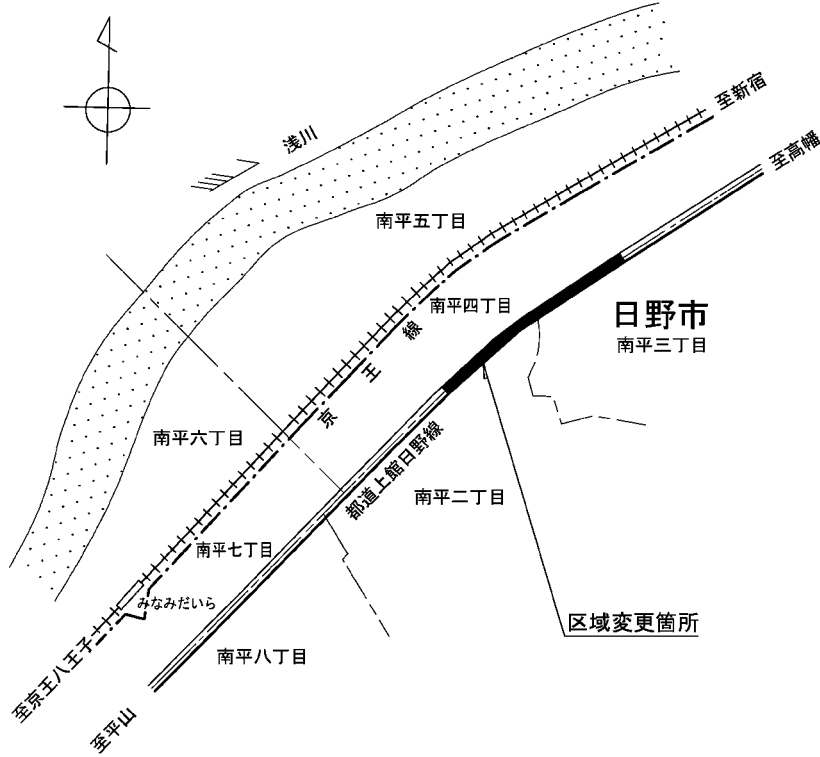
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道上館日野線区域変更略図
日野市南平二丁目～南平三丁目



延長 四六七・〇メートル
面積 一、八三九・九四平方メートル



●東京都告示第七百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
中野区	東中野五丁目	114001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
中野区	東中野五丁目	114001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	金井一丁目	209015-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	金井一丁目	209015-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百七十一号及び平成三十年東京都告示第三百七十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	緑町	201043-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	上柚木 下柚木	201038-K021		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	緑町	201043-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	上柚木 下柚木	201038-K021			

●東京都告示第七百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	上柚木 下柚木	201038-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	上柚木 下柚木	201038-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

NPO法人JKSK女性の活力を社会の活力に

二 代表者の氏名

棚澤 青路

三 主たる事務所の所在地

目黒区中目黒三丁目十二番五号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和三年四月二十日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

